

授業料免除申請のしおり

【大学院生用（私費留学生を除く）】

＝本冊子裏表紙に【申請に当たっての注意点】が記載されていますので、申請前に必ずお読みください。＝

《授業料免除申請から決定までの流れ》



申請者は、免除の許可又は不許可の決定があるまで授業料の納入が猶予されますので、その間授業料は納入しないでください。授業料の口座自動引落手続をしている場合でも、決定するまで引落としは行われません。

(授業料を納入した場合は、授業料免除の対象外となりますのでご注意ください。)

免除結果は、学生本人が学内パソコンから「熊本大学学務情報システム(SOSEKI)」上で確認します。不許可又は半額免除の決定があった者の授業料(半額免除の者は半額)は、12月14日(月)に「授業料の銀行預金口座自動引落とし」により納入することになります。免除決定から引落としまでの期間が短くなっておりますので、ご注意願います。

＝希望者は申請のしおりを熟読のうえ、申請書類を揃えて申請受付期間内に持参にて申請してください。＝

■申請受付期間を過ぎての申請は、一切受け付けません。

ただし、学資負担者の死亡等による家計急変は、授業料の納入期限内の窓口開室時間にご相談ください。

◆在学生〈学生本人が持参〉

申請受付期間	受付時間	場所	対象
7月29日(水)	10:00-13:00	工学部百周年記念館	文学部・工学部
7月30日(木)	14:30-17:00		自然科学教育部
7月31日(金)	10:30-12:30	薬学部宮本記念館 コンベンションホール	薬学部・薬学教育部中心ですが他教育部等も受け付けます。
	14:30-17:00	医学教育図書棟 4階第4講義室	医学部・医学教育部・保健学教育部中心ですが他教育部等も受け付けます。
8月3日(月)	10:00-13:00	工学部百周年記念館	教育学部・教育学研究科・特別別科・専攻科
8月4日(火)	14:30-17:00		社会文化科学教育部・法学部・理学部

※例年、最終日は大変混雑し、待ち時間が非常に長くなっています。出来るだけ、早い時期での提出をお勧めします。

※受付期間中の電話の問い合わせは、職員不在で対応できない場合がありますので、ご不明な点は事前(7月28日まで)の問い合わせをお願いします。

◆新入生〈令和2年10月入学の大学院生〉

申請受付期間	受付時間	場所
申請書類受領日～10月1日(木)	9:30-17:00	全学教育棟1階 学生生活課経済支援担当

【目次】

・免除申請から決定までの流れ及び申請期間等	1
1. 授業料免除の対象者	3
2. 選考方法	3
3. 申請方法	3
4. 免除の判定結果の確認方法	3
5. 提出書類	4～5
6. 個人情報の取扱いについて	5
7. 『授業料免除申請書』記入について	6
8. 授業料免除に関するQ & A	10
9. 申請に当たっての注意点・後期分免除申請スケジュール・問合せ先	11
10. 提出前セルフチェックシート	12
11. 授業料免除申請書及び添付書類（様式）	※別途PDFファイルを掲載

〔授業料免除申請書〕：A4サイズ 全3ページあり

※申請書は、必ず全ページの左上をホチキス留めして提出してください。

〔添付書類（様式）〕

（様式1）**授業料免除連絡票** → 申請受付時に配付します。

（様式2）アルバイト収入状況申立書

（様式3）奨学金受給状況申告書

（様式4）源泉徴収票等貼付台紙

（様式5）給与支給（見込）証明書

（様式6）退職及び退職金支給証明書

（様式7）在学状況及び授業料免除状況証明書

（様式8）申立書・（様式8の2）就労に関する申立書

（様式9）母子・父子世帯申立書

（様式10）独立生計者申立書

（様式11）長期療養証明書

（様式12）単身赴任証明書

（様式13）主たる家計支持者の別居（単身赴任等）に係る支出状況申告書

（様式14）年金受給状況申告書

●平成28年熊本地震により被災した世帯の学生で家計急変となった方について

申請対象は、公的機関発行の罹災証明書が**全壊・大規模半壊・半壊の世帯**です。全壊・大規模半壊の世帯は、罹災証明書により、別紙様式「熊本地震特別枠」のみで申請してください。半壊の世帯は、本冊子「一般枠」と「熊本地震特別枠」を併願してください。罹災証明書に加えて家計基準も併せて審査を行います。経済的に困窮と認定されない場合は、免除の対象となりません。

●熊本地震以外の災害救助法適用地域で被災した世帯の学生で家計急変となった方について

災害救助法の適用となった災害で被災し、修学困難となった学生に対して、被災状況に応じた免除制度があります。詳細は、経済支援担当までお問い合わせください。（令和元年8月の前線に伴う大雨による災害、令和元年台風19号にかかる災害、令和2年7月3日からの大雨にかかる災害など）※災害発生後1年以内に納付する授業料を対象とします。

授業料免除の申請資格について

大学院の学生で次に掲げる「授業料免除の対象者」のいずれかに該当し、授業料の免除が必要と認められる場合には、学生本人の申請に基づき選考のうえ、予算の範囲内で当該期分の授業料の全額又は半額が免除されることがあります。希望者は本しおりを熟読のうえ、申請してください。

1. 授業料免除の対象者

- (1) 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 授業料免除申請前6ヶ月以内※（新入生の場合は、入学前1年以内）又は納入期限内（令和2年10月27日）において、出願者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡又は出願者本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納入が著しく困難であると認められる者

※「授業料免除申請前6ヶ月以内」とは、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの期間です。

注意 上記に該当していても、次のいずれかに該当する場合は、対象となりませんので注意してください。

- ① 出願しようとする学期分の授業料を納入済の者
- ② 病気、留学等の特別の理由がなく、留年している者
- ③ 病気、留学等の特別の理由がなく、最短修業年限を超えている者
- ④ 申請に係る学期の開始前6ヶ月以内に懲戒処分を受けた者及び処分中の者

2. 選考方法

- (1) 授業料免除は、申請者のうち**学力基準と家計基準の両方を満たした者について、毎回、本学の予算の範囲内で、家計困窮度の高い者から順に選考を行います。**
「家計困窮度の高い者」が多くなった場合や当該年度の予算額等の違いにより、免除結果が前回と異なる場合があります。また、**家計困窮度が高いと判断された場合であっても、学力基準を満たしていなければ免除になりません。**
- (2) 学力基準については、Q&A⑮（10ページ）を参照してください。
前期も後期も、1年間は同じ成績で判定されます。
- (3) 家計基準については、本学のホームページに免除の収入限度額目安表を掲載しています。ただし、目安表の金額は、標準的な世帯を想定して作成されたものであり、各世帯における控除の状況によって金額は異なってきます。

また、上記（1）にあるように、当該年度の予算の範囲内で選考を行いますので、**収入限度額の基準内であっても、毎回必ずしも免除になるとは限りません。あくまでも目安として参考にしてください。**

3. 申請方法

申請書等は、**必ず学生本人が持参**してください。（本人確認のため、必ず学生証を持参のこと。）職員が学生本人と面談のうえ、世帯構成や家計状況を確認します。ただし、**10月入学の新入生は郵送でも受け付けます。**指定された受付期間内に実習等で提出できない場合は、**7月28日（火）**までに連絡のうえ、持参してください。

※郵送の場合は「書留」とし、封筒の表に「授業料免除申請書在中」と朱書してください。

4. 免除の判定結果の確認方法

学生本人が次の要領で確認してください。**ご家庭（保護者等）へ郵便での通知は行っておりません。**

<http://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>にアクセスして学内パソコンから「熊本大学学務情報システム（SOSEKI）」を開く

「学生情報」→「学生ポートフォリオ」→「学費収納状況」→「授業料免除」欄で結果確認

5. 提出書類 ※マイナンバーの記載のある書類は提出しないでください。

(1) 申請者全員が提出する書類 (必須)

提出書類	留意事項
授業料免除申請書 (A4版) 1~3ページ	令和2年10月1日現在で記入してください。(必ず1~3ページの左上をホチキス留めて提出)
アルバイト収入状況申立書	該当がなくても「なし」で提出してください。(様式2)
奨学金受給状況申告書	受給していなくても「なし」で提出してください。(様式3)
市区町村発行の 最新の所得(課税)証明書(原本) ※ 収入 所得 課税額 これらの必要項目 全てが記載されているもの。証明書の名称は地方自治体により異なります。申請時現在の最新版は、平成31(令和元)年分(平成31年1月~令和元年12月)の証明です。	幼児、就学者を除く同一生計家族全員分の個人証明(1人1枚)が必要です。 世帯分(家族で1枚)ではありませんのでご注意ください。専業主婦等や18歳以上で収入がない方(予備校生を含む。)の分もすべて必要です。 ※大学院生は必ず本人分も提出してください。申請者の兄弟姉妹が学生(就学者)の場合は必要ありません。

(2) 該当者が提出する書類 ※P.12にチェックリストがありますので活用してください。

※(1)の申請者全員が提出する書類(必須)だけでは審査ができません。本人と同一生計家族で下表の対象者に該当する場合は、該当する全ての項目について、証明書等を提出してください。

(源泉徴収票(写)や確定申告書(写)を提出する場合も、市区町村発行の所得(課税)証明書は全員必要です。)

※同一生計とは、同居・別居を問わず家計を支える者が送金等を行うなど、生活費に一体性がみられる状態のことをいいます。

所得等に関する証明書類

※(写)以外は原本の提出が必要です。

対象者	本人チェック	証明書等	発行機関等
給与所得者 (パート・アルバイト等を含む。申請者本人のアルバイトは不要) ※右の①~④について該当するものを全て提出。②~④に該当する場合は就労に関する申立書(様式8の2)も必ず提出のこと。		①平成30年12月以前から同一会社等に継続して勤務している場合	勤務先
		②平成31年1月以降に就職・転職し、現在も継続して勤務している場合	勤務先(様式5) 前勤務先(様式6) (様式8の2)は所得者本人
		③平成31年1月~令和元年12月に退職した場合(退職日が確認できるもの)	退職日が確認できる以下のいずれかの書類 離職票(写)、源泉徴収票(平成31(令和元)年分)(写)、退職及び退職金支給証明書(様式6)※(様式8の2)も併せて提出すること。
		④令和2年1月以降に退職した場合(退職金がない場合も必要)	退職及び退職金支給証明書(様式6) 就労に関する申立書(様式8の2)
給与所得以外の所得がある者 (自営・農業等・外交員・不動産・雑所得・利子配当・株式譲渡・一時所得等がある者)		平成31(令和元)年分確定申告書の第一表・第二表・第三表(税務署に提出した申告書控)(写) ※確定申告で分離課税がある場合は、第三表も提出すること。 ※確定申告を行っていない場合は、令和2年度市(町)県民税申告書等の平成31(令和元)年分の収入金額、必要経費、所得金額が分かるもの	所得者本人
		平成31(令和元)年の中途以降に新たに事業を始めた場合	最近3ヶ月の収入金額、必要経費、所得金額が分かるもの。実績がない場合は、上記の見込み金額が分かるもの(事業主本人の申立書、A4版様式自由、署名、押印、コピー不可)(様式8の2)
年金(恩給)受給者 ※公的年金(老齢基礎・厚生・障害・遺族・共済・企業・農業年金等)、個人年金、恩給等		※(様式14)を1人1枚ずつ使用し、次の中で一番日付の新しいものを貼付のうえ、年金の種類別の年額を全て記入して提出すること。 ・最新の年金額改定通知書(写) ・年金振込(支払)通知書(ハガキ)(写) ・年金の源泉徴収票(写)	日本年金機構、共済組合、保険会社など
申請前6ヶ月以内(R2.4.1~R2.9.30)に 臨時所得(退職金、保険金など)がある場合		退職金源泉徴収票(写)、保険金支払証明書など臨時所得の金額及び受取日が分かるもの(退職金がある場合は、退職及び退職金支給証明書(様式6)でも可)	勤務先 保険会社など
失業中の場合		雇用保険受給資格者証(第1面~第4面)(写)	ハローワーク
休職中の場合		休職証明書(休職期間が明記されているもの) 傷病手当受給者は傷病手当金通知書(写)など支給月額が分かるもの	健康保険組合等
育児休業中の場合		育児休業手当、育児休業給付金受給資格者証(写)など支給月額が分かるもの	ハローワーク等
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している場合		最新の認定・支払通知書又は児童扶養手当受給証など支給額が分かるもの(写)	市区町村など
生活保護を受けている場合		最新の保護決定通知書など扶助料(最近3ヶ月分)が分かるもの(写) ※生活保護を受けている方は申立書の記入をしていただきますので、申請前にお申し出ください。	市区町村など
健康管理手当を受けている場合		健康管理手当証など支給額が分かるもの(写)	所轄官庁
就労可能で無職無収入(専業主婦を除く。)の者がいる場合 (18歳以上の者で予備校生を含む。)		申立書(様式8)	該当者本人
日本学術振興会特別研究員に採用されている場合(本人及び配偶者)		採用決定通知書(写)、研究遂行経費の申請状況の判断できるもの	日本学術振興会

特別控除に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
母子・父子世帯		母子・父子世帯申立書（様式9）	申請者本人
就学者がいる場合（本人及び小・中学生を除く。）		在学状況及び授業料免除状況証明書（様式7） ※必ず本学の（様式7）を使用してください。	就学者の在学学校
障害者、要介護者（要介護認定1～5）、原爆被爆者（原爆被爆者は障害がある場合のみ）がいる場合		障害者手帳（写）、療育手帳（写）、介護保険被保険者証（一・二面）（写） 被爆者健康管理手帳（写）など	所轄官庁、病院など
6ヶ月以上の長期療養者がある世帯		長期療養証明書（様式11） ※申請時現在、仕事に復帰している場合は該当しません。	病院、薬局など
申請前6ヶ月以内（新入生については入学前1年以内）に火災・風水害にあった世帯（※）		被（罹）災証明書、被災額証明書などの被害金額が分かるもの又は被害届受付番号など 確定申告により雑損控除を受けている場合は、その金額が分かるもの 損害保険金等がある場合は、その支払金額が分かるもの	消防署、警察署、市区町村など
主たる家計支持者が別居している世帯（勤務先の命令によるものに限る。）		単身赴任証明書（様式12）及び主たる家計支持者の別居（単身赴任等）に係る支出状況申告書（様式13） ※証明となる領収証等のコピーも提出してください。	勤務先など
学費負担者が6ヶ月以内（新入生については入学前1年以内）に死亡した場合		死亡が確認できる書類 （退職金・保険金・遺族年金等の支払（見込）金額が分かる書類も併せて提出すること。） ※Q&A⑬（10ページ）参照	保管中のもの 勤務先、関係機関

※熊本地震により被災した世帯で、全壊・大規模半壊の世帯は、「熊本地震特別枠」で申請してください。
半壊の世帯は、「一般枠」と「熊本地震特別枠」で併願してください。

独立生計者に関する証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
独立生計者（大学院生で次の全ての認定要件に該当すること。） 【認定要件】 1.所得税法上、父母等の扶養家族でない者 2.父母等と別居している者 3.本人（配偶者がいるときは配偶者を含む。）に収入があり、その収入について申告がなされ、所得証明書等が発行される者		独立生計者申立書（様式10）及び以下のいずれかの書類の提出により、全ての認定要件を満たしていることを証明してください。	
		・父母等の所得（課税）証明書など扶養関係を確認できるもの	市区町村など
		・本人又は配偶者が筆頭の健康保険被保険者証（写）	本人所持のもの
		・本人（配偶者がいるときは配偶者を含む。）の所得（課税）証明書、源泉徴収票（写）又は確定申告書（写）など収入が確認できるもの	市区町村、勤務先など

その他の証明書類

対象者	本人 チェック	証明書等の種類	発行機関等
平成31(令和元)年度に申請者本人が給付奨学金を受給した者（卒業・修了後、返還の必要がないもの）		奨学生の決定通知書（写） ※令和2年4月入学の新入生は、提出不要です。	本人所持のもの

* 上記以外にも大学側が必要と認める場合、別途書類の提出を求められることがあります。

* 所得（課税）証明書等の原本を提出する書類は、発行日から3か月以内のものを提出してください。

* A4サイズより小さいサイズの証明書類等は、指定された貼付台紙に貼付のうえ、提出してください。

●源泉徴収票等・・・様式4 ●年金に関するもの・・・様式14

《注意事項》

①給与所得者や年金受給者で確定申告をする方は、必ず、源泉徴収票や年金に係る証明のコピーを保管のうえ、免除申請時にそのコピーを証明書類として大学へ提出してください。

源泉徴収票等のコピーがない場合は、勤務状態（継続・退職）や年金受給期間等が確認できないため、再発行を求める場合があります。

②年金受給者がいる場合は、様式14に受給者ごと（1人1枚）に証明書類を貼付し、必要事項を記入のうえ、提出してください。

6. 個人情報の取扱いについて

授業料免除申請書等に記入された内容や提出された書類等の個人情報は、授業料免除選考のために利用し、その他の目的に利用することはありません。

7. 『授業料免除申請書』記入について

令和2年10月1日現在で記入すること。(添付書類の各様式も全て同様に記入すること。)ペン又はボールペンを使用し、修正する場合は、該当部分をニで消し、上段等に正しく記入すること。(訂正印不要。鉛筆や消せるボールペンは不可)※印の項目は、該当するものを○で囲む。

授業料免除申請書

令和 2年 10月 1日

熊本大学長 殿

自然科学 研究科 理学 専攻
※ 博士(前期)課程
※ 博士(後期)

入進学年月 2019 年 4 月 (入学・進学・編入学)

学年 2 年

氏名(本人が署名すること) 熊本 一郎

授業料納付困難のため、令和2年度後期分の授業料を免除くださるよう関係書類を添えてお願いいたします。

(申請理由:本人が具体的に書くこと)

父は、衣料品店を経営していますが、数年前に自宅近くに大型店が進出したため、売上げ高が減少し、経営不振に陥っている状態です。
 私は大学院の研究活動などで忙しく、アルバイトをする時間的余裕がありません。また、弟と妹を含めた3人の学費の出費が多く、家計に大きな負担となっています。
 以上の理由により、学費の納入が非常に困難なため、授業料の免除を認めていただきますようお願いいたします。

(主たる家計支持者が無職・失職中の生活費の出所)

年 月～

・生活費の出所:

休学歴	期間	～	理由	※ 病気・留学・その他()
	期間	～	理由	※ 病気・留学・その他()
	期間	～	理由	※ 病気・留学・その他()

※平成28年熊本地震により被災した世帯(全壊・大規模半壊・半壊)の学生は、火災・風水害等の事情での申請ではなく、『熊本地震特別枠』の申請書により申請してください。

(3) 休学歴

申請時現在に在学している課程において休学歴がある場合は、その期間・理由を記入してください。

(1) 授業料免除申請書

記載内容は令和2年10月1日現在の状況を記入してください。

なお、記載内容が、事実と異なることが判明した場合は、免除が許可となっても許可を取り消す等、処分の対象となることがありますので注意してください。

(2) 申請理由

①本人を主体にして記入してください。

記載内容は、申請時現在(令和2年10月1日現在)において申請するに至った事情、特に説明を要する事情、経済的に授業料の納付が困難な理由を具体的に記入してください。

※ローン返済は申請理由として相応しくありません。

②主たる家計支持者が無職・失職中の場合は、その年月、生活費の出所を所定欄に記入してください。(主たる家計支持者が無職・失職中の場合、いつからその状況にあるのか、生活費をどのようにまかなっているのか、再就職の見通し等について記入してください。)

③火災・風水害等の事情で申請する場合は、被害年月日、被害内容について詳細に記入するとともに、家庭調査票の「特別控除」欄の「火災・風水害・盗難等の災害を受けた世帯」欄にも記入してください(被害額証明書、被(罹)災証明書等が必要です。)。※

(4) 家庭調査票

正しく丁寧に記入してください。

家 庭 調 査 票										
学生番号	5					フリガナ	クマモト	イチロウ		
	1	9	9	-	D	9	9	9	9	氏名
										熊本 一郎 (23歳)
住所等	本	〒	860-0000			家	〒	866-0000		
	人					族				八代市〇〇町〇〇
		☎	096-000-0000				☎	0965-00-0000		
続柄		氏名		年齢		現在の職業	給与所得の計 (税込) (千円)	給与所得以外の所得計 (税込) (千円)		
本人							15	20		
就学者を除く家族 (主たる家計支持者に○印、別居者に×印)	父	熊本太郎		54		衣料品小売業	25	3		
	母	春子		52		農業	35			
	姉	夏子		26		会社員 (R1.6~)	45			
	祖父	秋夫		77		専従者	55			
	祖母	冬子		75		なし	65			
								75		
										85
										90

①学生番号

新入生は、学生番号は空欄のまま提出してください。

②住所

令和2年10月1日現在とし、本人欄と家庭欄の両方を記入してください。引越しの予定がある者は引越先の住所を記入してください。

引越の予定があり、住所が決まっていない場合は、決まり次第経済支援担当窓口へ報告してください。

③就学者を除く家族

1) 「氏名」欄は同居・別居を問わず申請者と生計を同じくする方で、**就学者を除いた家族**の全員を記入してください。就学者(小学生以上)は右欄の就学者欄のみに記入してください。

2) 「年齢」欄は、必ず記入してください。

3) 「現在の職業」欄は、無職の場合も空欄にせず、「無職」と記入してください。前年又は本年の途中から就職(業)の場合は、その年月を()書きしてください。

4) 主たる家計支持者に○印、別居者(単身赴任者などをいう。)に×印をつけてください。

父又は母が死亡・生別の場合は、氏名欄に記名の上()で囲み、その年月等を「特別控除」の「母子・父子世帯」欄に記入してください。《※例：(熊本太郎)》

※配偶者がいる場合は、父又は母の欄を空欄とし、母の下に「妻(夫)」と記入し、氏名等を記入してください。(他欄には記入しないこと。)

(5) 「収入状況欄」は大学記入欄のため、記入不要です。(大学が収入や所得を区分ごとに確認するため使用します。)

区分	続柄	本人	父	母	姉	祖父	祖母	備考		
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)			
収入 状況	給与所得 (注1)	給料・賃金								
		役員報酬								
		専従者給与								
		年金・恩給								
		失業給付金								
		生活扶助費								
		アルバイト								
		計								
		給与所得以外の所得 (注2)	所得	商業						
				工業						
農・林業										
漁業										
家賃										
地代										
その他の雑所得										
内職										
親戚等の援助										
その他										
臨時所得 (注2)	所得	退職金								
		保険金								
		資産譲渡								
		山林所得								
		その他								
計										

注1. 給与所得は、前年1年間の収入金額(源泉徴収票の支払金額)を記入すること。

注2. 給与所得以外の所得は、前年1年間(臨時所得は申請前6ヶ月間)の収入金額から必要経費を控除した額を記入すること。

(6) 就学者 (本人)

① 通学区分

令和2年10月1日現在の通学区分をどちらか○で囲んでください。(独立生計者は自宅を○で囲んでください。)

就学者別居に×	通学区分	当年度受給状況		日本学生支援機構奨学金 ※116 (1:一種) 2:二種 3:併用		※117		
		前年度	奨学金	貸与奨学金 (卒業後返還しなくてよい奨学金) のみ記入。	貸与奨学金 (卒業後返還を要する奨学金) については記入しない。	奨学金名: ○○奨学金 (30) 千円		奨学金年額 (千円)
		1: 自宅	2: 自宅外					
兄弟姉妹	氏名	設置区分	在 学 校	通学区分	前年度状況 (国立学校の就学者のみ記入)	授業料免除状況	授業料年額 (千円)	
	冬彦	※121 (1:国立) 2:公立 3:私立	※122 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校 (高等課程) 7:専修学校 (専門課程) 学校名 熊本大学 (理学部) (4)年	※123 1:自宅 2:自宅外 (4)年	※124 0:無 1:全額 2:半額	※125 0:無 1:全額 2:半額	126 5 3 6	
	大地	※129 (1:国立) 2:公立 3:私立	※130 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校 (高等課程) 7:専修学校 (専門課程) 学校名 ○○○○高校 (2)年	※131 1:自宅 2:自宅外	※132 0:無 1:全額 2:半額	※133 0:無 1:全額 2:半額	134	
	千春	※137 (1:国立) 2:公立 3:私立	※138 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校 (高等課程) 7:専修学校 (専門課程) 学校名 医療ビジネス専門学校 (福岡) (2)年	※139 1:自宅 2:自宅外	※140 0:無 1:全額 2:半額	※141 0:無 1:全額 2:半額	142	
	千夏	※145 (1:国立) 2:公立 3:私立	※146 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校 (高等課程) 7:専修学校 (専門課程) 学校名 ○○○中学校 (1)年	※147 1:自宅 2:自宅外	※148 0:無 1:全額 2:半額	※149 0:無 1:全額 2:半額	150	
		※153 (1:国立) 2:公立 3:私立	※154 1:小学校 2:中学校 3:高校 4:大学 5:高専 6:専修学校 (高等課程) 7:専修学校 (専門課程) 学校名 ()年	※155 1:自宅 2:自宅外	※156 0:無 1:全額 2:半額	※157 0:無 1:全額 2:半額	158	

② 当年度受給状況

日本学生支援機構の貸与型奨学金について、令和2年度1年間 (R2.4~R3.3) に受給予定の日本学生支援機構奨学金の種類について記入してください。(申請中のものは記入しないでください。)

③ 前年度奨学金受給状況

平成31(令和元)年度1年間 (H31.4~R2.3) に受給した給付奨学金 (卒業後返還を要しない奨学金) について記入してください。新入生は記入不要です。

(7) 就学者 (本人以外)

① 兄弟姉妹の在学等校等は、令和2年10月1日現在の就学者について記入してください。

就学者とは、次に在籍する者をいいます。小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学 (短大、大学院、専攻科、別科を含む。)、特別支援学校、専修学校の高等課程・専門課程、放送大学の全科履修生。

各種学校 (予備校、防衛大学校、水産大学校、職業能力開発大学校、農業大学校、インターナショナル・スクール等) に在学している者や、大学の研究生、聴講生、科目等履修生等は就学者に該当しませんので、「就学者を除く家族」欄に記入してください。

② 「設置区分」・「通学区分」は、小中学生も含めて、必ずいずれかを○で囲んでください。

③ 「在学等校」

- 1) 学校名は正式名を記入し、熊本大学在学の場合は、学部又は研究科・教育部名を () 書きしてください。
- 2) 令和2年10月から大学等への進学を予定している就学者がいる場合で、申請時点で進学先が未定の場合は、進学予定先の学校名を鉛筆で記入してください。〔Q&A⑥ (10ページ) 参照〕
- 3) 学年は、**令和2年10月1日現在**で記入してください。

④ 「授業料免除状況」は、兄弟等が国立学校法人に在学している場合の記入欄です。「在学状況及び授業料免除状況証明書 (様式7)」をもとに必ず記入してください。「授業料年額」は、前期・後期のどちらか一方でも授業料免除を受けた場合は、記入が必要です。(「授業料年額」は千円未満切上げ)

「在学状況及び授業料免除状況証明書」(様式7)について

- ①高校生以上の就学者については、必ず「在学状況及び授業料免除状況証明書」(様式7)を提出してください。
 様式7以外による証明書(在学証明書等)は受付できません。〔Q&A⑥(10ページ)を参照〕
- ②証明を提出後に退学等、証明内容に変更があった場合は、速やかに経済支援担当まで申し出てください。

(8) 特別控除

特別控除を希望する場合は、必要事項を記入のうえ、必要書類を提出してください。区分に該当する方がいても、控除を希望しない場合は不要です。

①母子父子世帯

父又は母のどちらか一方、あるいはその両方が死亡・生別の場合は、「就学者を除く家族」欄に()書きにて記入の上、この欄にも記入してください。

特 別 控 除	母子父子世帯	※ 母無 死亡・生別 (年 月) 父無 死亡・生別 (年 月)	201	0: 該当せず 1: 該当
	障害者のいる世帯	続柄(祖父) ※ 障害者・原爆被爆者(障害 有・無) 要介護者、要介護状態区分() 続柄() ※ 障害者・原爆被爆者(障害 有・無) 要介護者、要介護状態区分()	202	<input type="checkbox"/> 人
	長期療養者のいる世帯	続柄(祖母) 療養期間 28年8月から ※ (入院)通院・自宅療養 1ヶ月当たり療養費 30 千円 続柄() 療養期間 年 月から ※ 入院・通院・自宅療養 1ヶ月当たり療養費 千円	203	合計(年額) (千円)
	主たる家計支持者の別居	1ヶ月当たり住居・光熱費等 千円	208	
	火災・風水害・盗難等の災害を受けた世帯	被害内容 被害額 千円	213	
大 学 認 定	家族数	218 人 居住地 A: A級地 B: B級地	220	学力 223 0: 不適格 1: 適格
	申請区分	1: 一般 2: 家計 3: 学力 4: 事由 5: 事情(家計支持者死亡) 6: 事情(災害) 7: 事情(その他)	224	227 辞退 <input type="checkbox"/>
	社会人	228 0: 該当せず 1: 該当 特別控除(家賃)千円	229	

②障害者のいる世帯は障害者手帳、要介護手帳、医師の証明書等により記入してください。

原爆被爆者については、障害の有無を○で囲み、要介護者については、要介護状態区分を記入してください。(手帳のコピーや証明書等と年金を受給している場合はその内容を申告(様式14)してください。)

※ 印は、該当するものを○で囲むこと。

大学認定欄(網掛け部分)は記入しないこと。

③長期療養者のいる世帯は、6ヶ月以上療養中又は療養見込の者について、1ヶ月平均療養費を記入してください。(入院の場合の食費は除く。)(様式11を提出してください。)

④主たる家計支持者が別居のために、特別に支出している住居費、光熱・水道費の1ヶ月平均月額を記入してください。(様式12、13を提出してください。)ただし、勤務先から命令された単身赴任で、別居のため特別に支出している実費が単身赴任手当等の金額を上回る場合のみ、控除の対象となります。自己都合の別居は対象外ですのでご注意ください。

8. 授業料免除に関するQ&A

	質問	回答
申請 手続	① 申請期間中に実習等で大学へ持参できません。友人の代理申請は可能ですか。	家庭状況や収入について面談により確認しますので、友人による代理申請はできません。事前に学生生活課経済支援担当へ連絡し、 本人が申請期間前に経済支援担当窓口へ提出してください。
	② 授業料免除申請は、1年に1回すればよいのでしょうか。	授業料免除申請は、学期（前期・後期）ごとに受付を行いますので、それぞれに申請しなければいけません。 詳細な日程は、別途掲示等にてお知らせします。申請時期（予定）は、以下のとおりです。 前期分：2月下旬～3月上旬頃 ※前期・後期いずれも年度により若干申請時期が異なります。 後期分：7月下旬～8月上旬頃
	③ 前期に提出した書類を、後期も提出しなければいけませんか。	前期、後期と分けて申請受付を行いますので、同一書類でも毎回提出が必要です。特に所得（課税）証明書は、前期と後期では証明の内容が異なりますので注意してください。なお、 提出された書類は返却できませんので、必要なものは必ずコピーをとっておいてください。
提出 書類	④ 源泉徴収票は、コピーでいいですか。	コピーを提出してください。前・後期いずれも申請する場合、同一の源泉徴収票が必要となります。
	⑤ 確定申告書（写）が、提出期日までに間に合いませんが、どうしたらいいですか。	申請書提出日には、確定申告書（写）を除く必要書類を提出してください。 確定申告書（写）は、申告後、速やかに提出願います。
	⑥ 高校生以上の就学者の「在学状況及び授業料免除状況証明書」は、各学校が発行する「在学証明書」でもいいですか。	各学校が発行する「在学証明書」では就学者の在学状況や通学状況等が確認できないため、証明書として受領できません。 必ず、本学所定の（様式7）をご使用ください。
	⑦ 親は会社員ですが、所得（課税）証明書と源泉徴収票（写）のどちらも必要ですか。	どちらも必要です。所得（課税）証明書で所得の種類（給与収入・営業所得・農業所得等）やその他の所得（不動産や雑所得等）を確認し、それぞれについて、給与収入であれば源泉徴収票（写）で、営業・農業所得や不動産所得等であれば、所得税の確定申告書（写）、あるいは市（町）県民税申告書（写）で収入又は所得の金額を確認します。
	⑧ 母は専業主婦で収入がありません。収入がない人でも所得（課税）証明書は必要ですか。	収入が無かったことを証明するために必要です。無職であっても、不動産所得等がある場合がありますので、確認のために提出をお願いします。
	⑨ 祖父母は年金受給者ですが、所得（課税）証明書は必要ですか。	必要です。収入が年金のみの場合は、所得（課税）証明書と（様式14）を1人1枚ずつ使用し、次の中で一番日付が新しいものを貼付のうえ、年金の種類別の年額を全て記入して提出してください。[年金額改定通知書（写）、年金振込通知書（写）、年金の源泉徴収票（写）]
	⑩ 家族に無職の者がいますが、所得（課税）証明書は必要ですか。	必要です。所得に関する証明書に加え、18歳以上で就労可能な無職・無収入の人がいる場合は、無職であることの申立書（様式8）も提出してください。
	⑪ 弟が3月に大学を卒業し、4月から就職しますが、何を提出すればよいですか。	4月の入社以降に、給与支給（見込）証明書（様式5）を提出してください。 なお、 実家から離れて別生計になる場合は、何も提出する必要はありませんし、申請書の家族欄に記入する必要もありません。
	⑫ 父（学資負担者）が7月に退職します（した）が、提出書類は何か必要ですか。	次の書類が必要です。※3～6は該当する全てについて提出してください。就労に関する申立書（様式8の2）はいずれの場合も併せて提出が必要です。 1. 所得（課税）証明書 2. 退職及び退職金支給証明書（様式6） 3. 失業手当を受給する場合：雇用保険受給資格者証（写） 4. 転職した場合：給与支給（見込）証明書（様式5）（新しい職場で証明を受けてください。） 5. 無職となり失業手当を受給しない場合：無職であることの申立書（様式8） 6. 年金を受給する場合：年金決定通知書（写）
	⑬ 父（学資負担者）が、5月に亡くなりました。どのような書類を提出すればよいですか。	1. 死亡が確認できる書類（死亡診断書（写）、戸籍抄本等） 2. 保険金があれば金額・支払年月日が分かるもの（保険金支払計算書（写）等） 3. 退職金があれば、金額・支払年月日が分かるもの（様式6等） 4. 遺族年金があれば、その金額が分かるもの（年金振込通知書（写）等） 5. 保険金・退職金・遺族年金がなければ、その旨を記入した申立書（様式8）
その他	⑭ 授業料の口座自動引落としをしています。免除申請中の引落としはどうなりますか。	免除の許可又は不許可の決定があるまでは、申請中の学生の口座自動引落としは行いません。決定後、引き落としとなります。引落日は、本しおりの表紙に掲載しています。
	⑮ 学業成績の基準について教えてください。	・大学院(修士課程・博士前期課程) 1年次：本人が在籍する研究科・教育部における入学試験の成績が上位2/5以内の者又は学部等における学業成績が上位2/5以内の者 ・大学院(修士課程・博士前期課程) 2年次以上：前年度までにおいて、標準修得単位数を修得している者で、学業成績等が研究科・教育部が定める一定基準以上の者 ・大学院博士課程・博士後期課程：学業成績等が本人の属する研究科・教育部が求める一定基準以上の者
	⑯ 両親からの仕送りは一切なく、アルバイトと奨学金で生活していますが、独立生計者になりますか。	両親からの仕送りがなければ、独立生計者にはなりません。 大学院生で次の1～3の全てに該当することが、独立生計者の条件です。 1. 所得税法上、父母等の扶養でないこと。 2. 父母等と別居していること。 3. 本人（配偶者がいるときは配偶者を含む。）に収入があり、その収入について申告がなされ、所得に関する証明書が発行されること。

【申請に当たっての注意点】

- 申請は、必ず申請者本人が行ってください。本人確認のため、学生証の提示をお願いします。
代理人による申請は認められません。
- このしおりを熟読のうえ、提出書類は不備・不足のないよう早めに準備してください。不備・不足がある場合は、事実確認ができないため選考から除外されることがあります。
- 提出期限を過ぎての申請は、一切受け付けません。ただし、学資負担者の死亡等による家計急変の際は、授業料の納入期限内の窓口開室時間にご相談ください。
- やむを得ない事情（実習・学会・インターンシップや就職活動等）で受付期間内に申請できない場合は、必ず7月28日（火）までに連絡のうえ、同日までに持参してください。
※やむを得ない事情に「アルバイト」、「自動車学校」、「旅行」、「帰省」等は含まれません。
- 申請後、記載事項に変更があった場合は、速やかに学生生活課経済支援担当まで届け出てください。
本人の休学や退学、家族の就職や離職、死亡、兄弟姉妹の退学等が対象です。
- 学期途中からの休学・復学、また、学期途中で修了・退学を予定している場合は、免除の申請ができません。
申請後にこのような事由が発生した場合は、申請取り下げとなりますので速やかに申し出てください。
- 記載内容が事実と異なることが判明した場合は、免除が許可となっても許可を取り消す等、処分の対象となることがあります。
- 平成28年1月からマイナンバー制度の運用が開始されましたが、大学ではマイナンバーを受領できないため、免除申請に添付する各種証明書等は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。なお、マイナンバーが記載された各種証明書等の交付を受けた場合は、当該マイナンバー部分を油性のマジック等で塗りつぶしたうえで提出してください。

学生及び保護者の皆様へお願い

■授業料免除は、学生本人の申請となっており、学生自身がきちんと理解して申請するよう指導しております。また、免除結果も学生自身が学内のパソコンから確認するようになっており、**保護者の方への結果通知や郵送は行っておりません。**学生の自立性を促すため、ご理解、ご協力の程よろしくお願いたします。

【令和3年度前期分授業料免除申請スケジュール】

（予定です。必ず学内の掲示板で確認してください。）

掲示：1月中旬頃

ガイダンス：未定

申請書受付期間：2月下旬～3月上旬頃

【問合せ先】〒860-8555

熊本市中央区黒髪2丁目40-1

熊本大学学生生活課経済支援担当

電話：096-342-2126

窓口開室時間：平日8:30～18:15

付録：提出の必要はありません。

【提出前セルフチェックリスト】

しおりを熟読のうえ、必要書類を全て揃えて提出しましょう。提出期間に合わせて計画的に準備をしましょう。

※書類はマイナンバーの記載がないものを提出すること！

※2の「授業料免除連絡票」は申請受付時に配布します。

		本人	父	母	夫(妻)	兄	弟	姉	妹	祖父	祖母	他
全 員 提 出	1.授業料免除申請書											
	2.【受付時配付】授業料免除連絡票 (様式1)											
	3.アルバイト収入状況申立書 (様式2)											
	4.奨学金受給状況申告書 (様式3)											
	5.市区町村発行の最新の所得(課税)証明書(原本)1人1枚 ※市県民税等まで証明されたもの(非課税の場合も必要)											
給 与 ・ 所 得 関 係	平成31(令和元)年分源泉徴収票(写)(貼付台紙)(様式4)											
	給与支給(見込)証明書(様式5)											
	平成31(令和元)年分確定申告書(写)(第一表、第二表、あれば第三表)											
	令和2年度市(町)県民税申告書等(写)											
	年金受給状況申告書(様式14)											
	最新の年金振込通知書(写)・年金改定通知書(写)・年金の源泉徴収票(写)											
	退職及び退職金支給証明書(様式6)											
	退職日が確認できる離職票・退職金源泉徴収票など(写)											
	雇用保険受給資格者証(第1面～第4面)(写)											
	休職証明書・傷病手当金通知書など(写)											
	育児休業手当・育児休業給付金受給資格者証(写)											
	児童手当等支払通知書(写)または受給金額がわかるもの(写)											
	最新の児童扶養手当証書(写)など受給金額がわかるもの											
最新の保護決定通知(写)(受給金額がわかるもの)												
申立書(無収入などを申立書に記入)(様式8)												
就労に関する申立書(様式8の2)												
日本学術振興会特別研究員採用決定通知書(写)												
特 別 控 除 関 係	母子・父子世帯申立書(様式9)											
	在学状況及び授業料免除状況証明書(様式7)											
	身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証など(写)											
	長期療養証明書(様式11)											
	単身赴任証明書(様式12)											
	単身赴任等に係る支出状況申告書(様式13)											
学資負担者の死亡が確認できる書類(写)												
独 立 生 計 者	独立生計者申立書(様式10)											
	本人又は配偶者が筆頭健康保険者証(写)											
	父母等との別居が確認できるもの											
本人(配偶者も)の所得に関する証明書、源泉徴収票(写)又は確定申告書(写)												
該当者	奨学生の決定通知書(写)(新入生を除く。)											